

佐賀市地域防災計画

第4編 原子力災害対策



令和8年7月

佐賀市防災会議

目 次

第4編 原子力災害対策	1
第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第1項 佐賀市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
第2項 佐賀市地域防災計画における他の災害対策との関係	1
第3項 計画の修正	1
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等	2
第1項 予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」（Precautionary Action Zone）という。）及びPAZにおける防護措置の概要	2
第2項 緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」（Urgent Protective action planning Zone）という。）及びUPZにおける防護措置の概要	3
第3項 地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町等	4
第5節 災害の想定	5
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	5
第2章 災害予防対策	12
第1節 基本方針	12
第2節 情報の収集、連絡体制等の整備	12
第1項 情報の収集、連絡体制の整備	12
第2項 通信手段の確保	12
第3節 緊急時モニタリング体制の整備	13
第4節 広域防災体制の整備	14
第5節 避難収容活動体制の整備	14
第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	15
第7節 緊急輸送活動体制の整備	15
第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	16
第9節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	17
第10節 防災業務関係者の人材育成	17
第11節 核燃料物質等の事業者外運搬中の事故に対する防災体制の整備	18
第3章 災害応急対策	19
第1節 基本方針	19
第2節 通報連絡、情報収集活動	19
第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等	19
第2項 全面緊急事態の連絡等	21
第3節 活動体制の確立	25

第4節	緊急時モニタリング活動	37
第5節	避難、屋内退避等の防護措置	37
第6節	医療活動等	40
第7節	飲料水、飲食物の摂取制限等	40
第8節	住民等への的確な情報伝達活動	42
第9節	文教対策計画	46
第10節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	48
第11節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	49

第4章 災害復旧対策 52

第1節	基本方針	52
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	52
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	52
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	52
第5節	放射性物質の付着した廃棄物の処理	53
第6節	各種制限措置の解除	54
第7節	復旧に向けた環境放射線モニタリング	54
第8節	災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等	54
第9節	風評被害等の影響の軽減	55
第10節	被災中小企業等に対する支援	55
第11節	心身の健康相談活動	55

第5章 複合災害対策 56

第1節	総則	56
第2節	災害予防対策計画	56
第1項	組織体制等の整備	56
第2項	住民等への的確な情報伝達体制の整備	56
第3節	災害応急対策計画	57
第1項	災害応急対策実施にあたっての基本的考え方	57
第2項	市の活動体制	57
第3項	情報の収集	58
第4項	住民への情報提供、相談体制に係る留意点	58
第5項	避難等の防災活動	58
第4節	復旧対策	58

第4編 原子力災害対策

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1項 佐賀市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年11月1日改正）及び佐賀県地域防災計画に基づいて作成したものである。

県、市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備するものとする。

第2項 佐賀市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「佐賀市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「佐賀市地域防災計画（第2編風水害対策、第3編地震・津波災害対策）」によるものとする。

第3項 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画の見直し等により修正の必要があると認められる場合には、佐賀県地域防災計画と整合性を図り、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、防災対策に万全を期すものとする。

第4節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

佐賀県地域防災計画では、防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえ、以下のとおり定めている。

第1項 予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」（Precautionary Action Zone）という。）及びPAZにおける防護措置の概要

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機において、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径5kmの円内を含む以下の地域とする。

[PAZ]

対 象 地 域	
玄海町	外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藺地区、仮屋地区、石田地区
唐津市	肥前町（京泊地区）、 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区）、 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区、加部島地区）

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定めるEALに基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

緊急事態区分の概要

区分	対象事象等	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者（※）の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※ 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合等を、「情報収集事態」とし、国、県、玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間で連絡体制の確立等を行う。

第2項 緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」（Urgent Protective action planning Zone）という。）及びUPZにおける防護措置の概要

UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）に基づき避難等の緊急時防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域とする。

[U P Z]

対 象 地 域	
玄海町	P A Z を除く全域
唐津市	P A Z を除く全域
伊万里市	全域

玄海原子力発電所 1 号機及び 2 号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 3 3 の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成 3 0 年 2 月及び令和 2 年 1 2 月の冷却告示において定められている。

この告示により、1 号機及び 2 号機における原子力災害対策重点区域は発電所からおおむね 5 km の円内が U P Z となり、3 号機及び 4 号機における P A Z と同一の範囲となる。

U P Z においては、原子力緊急事態となった際には E A L に基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

また、U P Z においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める O I L と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

なお、U P Z 外の地域においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が環境へ放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。その後、緊急時モニタリングによる測定結果を O I L と照らし合わせ、必要に応じて避難や一時移転等の防護措置を実施するものとする。

第 3 項 地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町等

佐賀県地域防災計画では、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町は、P A Z 又は U P Z の範囲に含まれる玄海町及び関係周辺市とされている。

本市は、玄海原子力発電所から半径 3 0 k m の円外に位置するため、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域には該当せず、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する必要がある自治体とはなっていないが、市として実施すべき緊急時モニタリングの活動への協力、情報伝達・広報活動、避難者の受け入れ等に係る事項について、佐賀県地域防災計画との整合を図り、原子力災害対策編として作成する。

第5節 災害の想定

市は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国、県の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、玄海町、関係周辺市、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、佐賀市地域防災計画第Ⅰ編総則第2章第2節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

加えて、特に原子力防災に関する事項について記載すべき事項については、次のとおりとする。

処理すべき事務又は業務の大綱

Ⅰ 市

機関名	所掌事項
佐賀市	(1) 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関すること (2) 教育及び訓練の実施に関すること (3) 他の市町との相互応援に関すること (4) 事故発生時における国、県等との連絡調整に関すること (5) 災害に関する情報収集、伝達及び広報に関すること (6) 緊急時モニタリングへの協力に関すること (7) 唐津市の住民等の避難受け入れに係る協力に関すること (8) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限に関する こと (9) 行政機関、学校等の退避に関すること (10) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む） に関すること (11) 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること (12) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (13) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (14) 汚染飲食物の摂取制限に関すること (15) 汚染農林水産物等の出荷制限等に関すること (16) 文教対策に関すること (17) 放射性物質による汚染の除去に関すること (18) 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること (19) 各種制限措置の解除に関すること (20) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること (21) 風評被害等の影響の軽減に関すること (22) その他災害対策に必要な措置に関すること

2 玄海町、関係周辺市

機関名	所掌事項
玄海町 唐津市 伊万里市	(1) 原子力防災体制の整備に関すること (2) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること (3) 通信施設及び通信連絡体制の整備に関すること (4) 環境条件の把握に関すること (5) 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関すること (6) 教育及び訓練の実施に関すること (7) 他の市町との相互応援に関すること (8) 事故発生時における国、県等との連絡調整に関すること (9) 災害に関する情報収集、伝達及び広報に関すること (10) 緊急時モニタリングへの協力に関すること (11) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限に関すること (12) 行政機関、学校等の退避に関すること (13) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること (14) 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (17) 汚染飲食物の摂取制限に関すること (18) 汚染農林水産物等の出荷制限等に関すること (19) 文教対策に関すること (20) 放射性物質による汚染の除去に関すること (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること (22) 各種制限措置の解除に関すること (23) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること (24) 風評被害等の影響の軽減に関すること (25) その他災害対策に必要な措置に関すること

3 県

機関名	所掌事項
佐賀県	(1) 原子力防災体制の整備に関すること (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備に関すること (3) 緊急時モニタリング施設及び体制の整備に関すること (4) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること (5) 環境条件の把握に関すること (6) 原子力防災に関する知識の普及啓発に関すること (7) 教育及び訓練の実施に関すること (8) 事故発生時における国、市町等との連絡調整に関すること (9) 国等から派遣される専門家等の受入及び調整に関すること (10) 自衛隊の災害派遣に関すること (11) 他の都道府県との相互応援に関すること (12) 災害に関する情報収集及び伝達に関すること (13) 緊急時モニタリングの実施に関すること

	(14)市町長に対する住民等の退避及び避難並びに立入制限の指示・助言に関すること (15)被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること (16)被ばく者の診断及び措置に関すること (17)行政機関、学校等の退避に関すること (18)市町長に対する汚染飲食物の摂取制限の指示等に関すること (19)市町長に対する汚染農林水産物等の出荷制限の指示等に関すること (20)災害時の交通及び輸送の確保に関すること (21)要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (22)文教対策に関すること (23)放射性物質による汚染の除去に関すること (24)放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること (25)市町長に対する各種制限措置の解除の指示に関すること (26)風評被害等の影響の軽減に関すること (27)その他災害対策に必要な措置に関すること
--	--

4 警察

機関名	所掌事項
佐賀県警察	(1) 住民等の退避及び避難誘導に関すること (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備に関すること (3) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること (4) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること (5) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること (6) 警察災害派遣隊等に関すること

5 消防機関

機関名	所掌事項
玄海町、関係周辺市を管轄する消防機関	(1) 住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助に関すること (2) 一般傷病者の救急看護に関すること (3) 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること (4) 避難等の誘導に係る資料の整備に関すること (5) 防護対策を講ずべき地域の消防対策に関すること

6 指定地方行政機関

機関名	所掌事項
(1) 九州管区警察局	ア 警察災害派遣隊等の運用及び広域応援の指導調整に関する こと イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整に関すること
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	ア 災害時の財政金融、国有財産の管理及び調整に関すること
(3) 九州厚生局	ア 関係職員の現地派遣に関すること イ 独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡 調整、被災傷病者の収容・治療の要請に関すること
(4) 九州農政局	ア 災害時の農地、農業用施設、家畜・家きん、農畜水産物等に 関する状況の把握及び安全性確認のための指導に関すること イ 応急用食料等の確保等に関する指導に関すること ウ 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導 に関すること エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等 の移動制限及び解除に関する指導に関すること オ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消 費者相談に関すること
(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア 林野、林産物の状況の把握に関すること
(6) 九州経済産業局	ア 災害時の物価安定対策に関すること イ 被災商工業者への支援に関すること ウ 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑 な供給の確保に関すること
(7) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、 佐賀運輸支局唐津 庁舎)	ア 災害時における輸送用車両のあっせん・確保、船舶の調達・ あっせんに関すること イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(8) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張所)	ア 航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(9) 第七管区海上保安 本部 (唐津海上保安部)	ア 災害時における船舶の退避及び立入制限の措置に関すること イ 緊急時海上モニタリングの支援に関すること ウ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること エ 海上における救急・救助活動の実施に関すること
(10) 福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	ア 災害時における気象情報の発表及び伝達に関すること イ 緊急モニタリング本部への支援に関すること
(11) 九州総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に 関すること
(12) 佐賀労働局	ア 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること イ 労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること

(13)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 武雄河川事務所、 筑後川河川事務所)	ア 国管理の国道、一級河川の管理及び調整に関すること イ 交通規制及び輸送路の確保に関すること
---	--

7 自衛隊

機関名	所掌事項
(1) 陸上自衛隊 西部方面隊	ア 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関すること イ 住民の避難等における陸上輸送支援に関すること ウ その他災害応急対策の支援に関すること
(2) 海上自衛隊 佐世保地方隊	ア 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援に関すること イ 住民の避難等における海上輸送支援に関すること ウ その他災害応急対策の支援に関すること
(3) 航空自衛隊 西部航空方面隊	ア その他災害応急対策の支援に関すること

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	所掌事項
(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）	ア 災害時における通信の確保に関すること
(2) 株式会社NTTドコモ（佐賀支店）	
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	ア 通貨の円滑な供給確保に関すること イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(7) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	ア 災害時における医療救護等の実施に関すること
(8) 日本放送協会 (佐賀放送局)	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること
(9) 西日本高速道路株式会社(九州支社、佐賀管理事務所)	ア 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること
(10) 九州旅客鉄道株式会社	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(11) 日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	ア 鉄道施設等の防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(12) 日本通運株式会社 (佐賀支店)	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(13) 日本郵便株式会社佐賀中央郵便局	ア 災害時における郵政業務の確保に関すること イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

9 指定地方公共機関

機関名	所掌事項
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 社団法人佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(3) 社団法人佐賀県バス協会	
(4) 社団法人佐賀県タクシー協会	
(5) 株式会社エフエム佐賀	ア 災害情報の伝達に関すること
(6) 株式会社サガテレビ	イ 原子力防災知識の普及に関すること
(7) 長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	
(8) 社団法人佐賀県医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(9) 社団法人佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導・支援に関すること
(10) 社団法人佐賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(11) 社団法人佐賀県薬剤師会	
(12) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	ア 県・市町が行う被災者状況調査への協力に関すること

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機関名	所掌事項
(1) 農業協同組合、 農業共済組合、 森林組合及び 漁業協同組合	ア 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(2) 商工会議所、商工会	ア 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(3) 国立大学法人佐賀大学 医学部附属病院	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(4) 病院等医療施設の管理者	
(5) 社会福祉施設の管理者	ア 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(6) 私立学校等の設置者等	ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること イ 災害時における文教対策の実施に関すること
(7) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	ア 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

Ⅰ Ⅰ 原子力事業者

機関名	所掌事項
九州電力株式会社	(1) 原子力発電所の災害予防に関する事 (2) 原子力発電所の防災体制の整備に関する事 (3) 緊急時の応急対策活動体制の整備に関する事 (4) 通信連絡施設及び通信連絡体制の整備に関する事 (5) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事 (6) 緊急時モニタリング設備及び機器類の整備に関する事 (7) 教育及び訓練の実施に関する事 (8) 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関する事 (9) 事故発生時における国、県、市町等への通報連絡に関する事 (10) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供に関する事 (11) 原子力発電所の施設内の応急対策に関する事 (12) 緊急時モニタリングの実施に関する事 (13) 県、関係市町、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関する事 (14) 原子力災害医療措置の実施のための協力に関する事 (15) 相談窓口の設置等災害復旧に関する事

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備を中心に定める。

第2節 情報の収集、連絡体制等の整備

国、県、県警察、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、各防災関係機関
市（総務対策部、各支所対策部）

国、県、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及び市は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1項 情報の収集、連絡体制の整備

1 県、市及び関係機関相互の連携体制の確保

県、県警察、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、海上保安部、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関及び市は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

県、県警察、玄海町、関係周辺市及び市は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、玄海町、関係周辺市内の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

第2項 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、緊急時通信にかかる設備等の整備を行うとともに、操作方法等の習熟、保守点検の実施等により、円滑な運用が図られるよう努める。

1 防災総合システムによる情報伝達

市は、防災行政無線（戸別受信機含む。）、防災ラジオ、さがんメール、LINE、さがん電話、さがんFAX、防災情報（ホームページ）等により、住民等への的確な情報伝達を図る。

2 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

県及び市は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービス（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール）の活用促進を図る。

3 災害用伝言サービスの活用促進

県及び市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第3節 緊急時モニタリング体制の整備

国、県、原子力事業者、その他モニタリング関係機関
市（総務対策部、諸富支所対策部、大和支所対策部、富士支所対策部）

市は、緊急時における原子力施設から放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、モニタリング機器の維持管理、要員の確保、訓練の実施を通じた関係機関との連携の強化等により、緊急時モニタリング体制を整備する。

1 緊急時モニタリング機器の維持管理等

市は、平時又は緊急時に、原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、県が市に配備した可搬型モニタリングポストの定期的な点検を実施し維持するとともに、定期的に環境放射線モニタリングを実施しその操作の習熟に努める。

2 緊急時モニタリング要員の確保

市は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

3 訓練等を通じた測定品質の向上

市は、平時から、国、県、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等と県等が主催する定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

第4節 広域防災体制の整備

国、県、玄海町、関係周辺市、その他市町、各防災関係機関 市（総務対策部、各支所対策部）
--

県、玄海町、関係周辺市及び市は、「佐賀県・市町災害時相互応援協定」に基づき、緊急時における広域的な応援体制の整備を図る。

第5節 避難収容活動体制の整備

国、県、県警察、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、各防災関係機関 市（総務対策部、保健福祉対策部、地域共創対策部、教育対策部、各支所対策部）

佐賀県地域防災計画では、P A Zの円内については、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難誘導計画を、U P Zの円内については、O I Lに基づく防護措置の実施に備え、避難誘導計画をあらかじめ作成し、U P Z区域外の市町に避難所を指定することと規定されている。

また、U P Z区域外においても、O I Lに基づく屋内退避や避難指示等を実施する場合もあることから、市は、避難誘導体制の整備に努める。

1 唐津市における避難計画の策定

市は、唐津市の避難計画の策定及び避難者を受け入れる避難先の指定、周知等について協力する。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新等

玄海町、関係周辺市及び市は、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、玄海町、関係周辺市及び市は、各市町の地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

玄海町、関係周辺市及び市は、各市町の地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動

要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

3 指定避難所等における避難方法等の周知

県は、市に対し、避難者を受け入れる指定避難所等における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

市は、唐津市避難計画による避難者の受入に係る協力体制の整備を図るとともに、市民に対して、唐津市からの避難者を受け入れる避難所、避難方法、避難所の共用等について、平時からの周知に努める。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

国、県、農協・漁協等の関係機関

市（総務対策部、農林水産対策部、環境対策部、上下水道事業対策部）

県は、市に対し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取制限及び出荷制限を指示するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制整備

市は、県及び関係機関と協議し、飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

国、県、県警察、道路管理者

市（建設・都市戦略対策部）

国、県及び市の道路管理者並びに県警察は、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

1 緊急輸送路の確保体制等の整備

(1) 緊急輸送施設等の把握等

緊急輸送ネットワークとして指定された輸送拠点及び輸送施設は、点検のうえ、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

(2) 道路管理

国、県及び市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保を行うため、緊急輸送路の確保体制の充実を図る。

(3) 運転者の義務の周知等

県警察及び道路管理者は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

国、県、原子力事業者

市（総務対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、各支所対策部）

原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、県、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及び市は、住民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、県、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及び市は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態等をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

2 情報伝達体制の整備

県は、報道関係機関に対し的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、必要に応じ市を指導する。

市は、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用に努める。

3 住民相談窓口設置体制の整備

国、県及び市は、市民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

国、県、原子力事業者及び市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、災害FM、緊急速報メールサービス、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第9節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発

国、県、原子力事業者 市（総務対策部、各支所対策部）

原子力規制委員会、内閣府、消防庁、県、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及び市は、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避や避難に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 9 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること
- 10 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 11 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第10節 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

国、県、県警察、指定公共機関、消防機関 市（総務対策部、各支所対策部）
--

県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関及び市は、応急対策全般への対応力を高めることに

より、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者を、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- １ 原子力防災体制に関すること
- ２ 原子力施設の概要に関すること
- ３ 原子力災害とその特性に関すること
- ４ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ５ 緊急時モニタリングに関すること
- ６ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ７ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ８ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ９ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- １０ その他緊急時対応に関すること

第１１節 核燃料物質等の事業者外運搬中の事故に対する防災体制の整備

国、県、県警察、消防機関、原子力事業者
市（総務対策部、各支所対策部）

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者、市、国、県、県警察、消防機関（市内にあっては佐賀広域消防局を含む。）及び海上保安部は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

なお、県及び市は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的

な指導のもと、又は独自の判断により、必要な措置を実施するための体制を整備する。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、県又は原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の連絡があった場合の対応及び原災法第15条に基づく緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

第2節 通報連絡、情報収集活動

国、県、原子力事業者 市（総務対策部、各支所対策部）

施設敷地緊急事態等が発生した場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

1 情報収集事態が発生した場合

(1) 国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室は、県、玄海町及び関係周辺市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

(2) 県からの連絡

県は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、市及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

2 警戒事態が発生した場合

(1) 国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周

辺市に対して情報提供を行う。また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県、玄海町及び関係周辺市に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、ＰＡＺを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、ＵＰＺ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、ＰＡＺ内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(2) 県からの連絡

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、市、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、市民等への情報提供を行う。

また、ＰＡＺを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、ＵＰＺ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、県を通じて要請する。

3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

(1) 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、経済産業省、県、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問合せは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

(2) 国からの連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直に行い、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、県、玄海町、県警察、その他関係機関及び公衆に連絡する。また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、ＰＡＺ区域内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にＵＰＺ区域内の屋内退避準備を行うよう要請し、ＵＰＺ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

(3) 国の専門官の確認等

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、原子力規制委員会及び玄海町に連絡する。

(4) 県からの連絡

県は、原子力事業者、原子力規制委員会又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、市、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、气象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、市民等への情報提供を行う。

また、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z区域内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z区域内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、県を通じて要請する。

第2項 全面緊急事態の連絡等

Ⅰ 全面緊急事態に該当する事象発生の通報並びに国及び県の対応

(1) 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準じて関係機関への通報を行うものとする。

(2) 国、県、玄海町及び関係周辺市からの連絡

国、県、玄海町及び関係周辺市は、通報を受けた事象について、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準じて関係機関への連絡を行うものとする。

(3) 緊急事態宣言

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに県、関係省庁、玄海町及び指定行政機関に連絡を行う。また、玄海町及び唐津市に対し、P A Z区域内の住民等の避難、U P Z区域内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行うよう連絡する。

(4) 県の対応

県は、通報を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

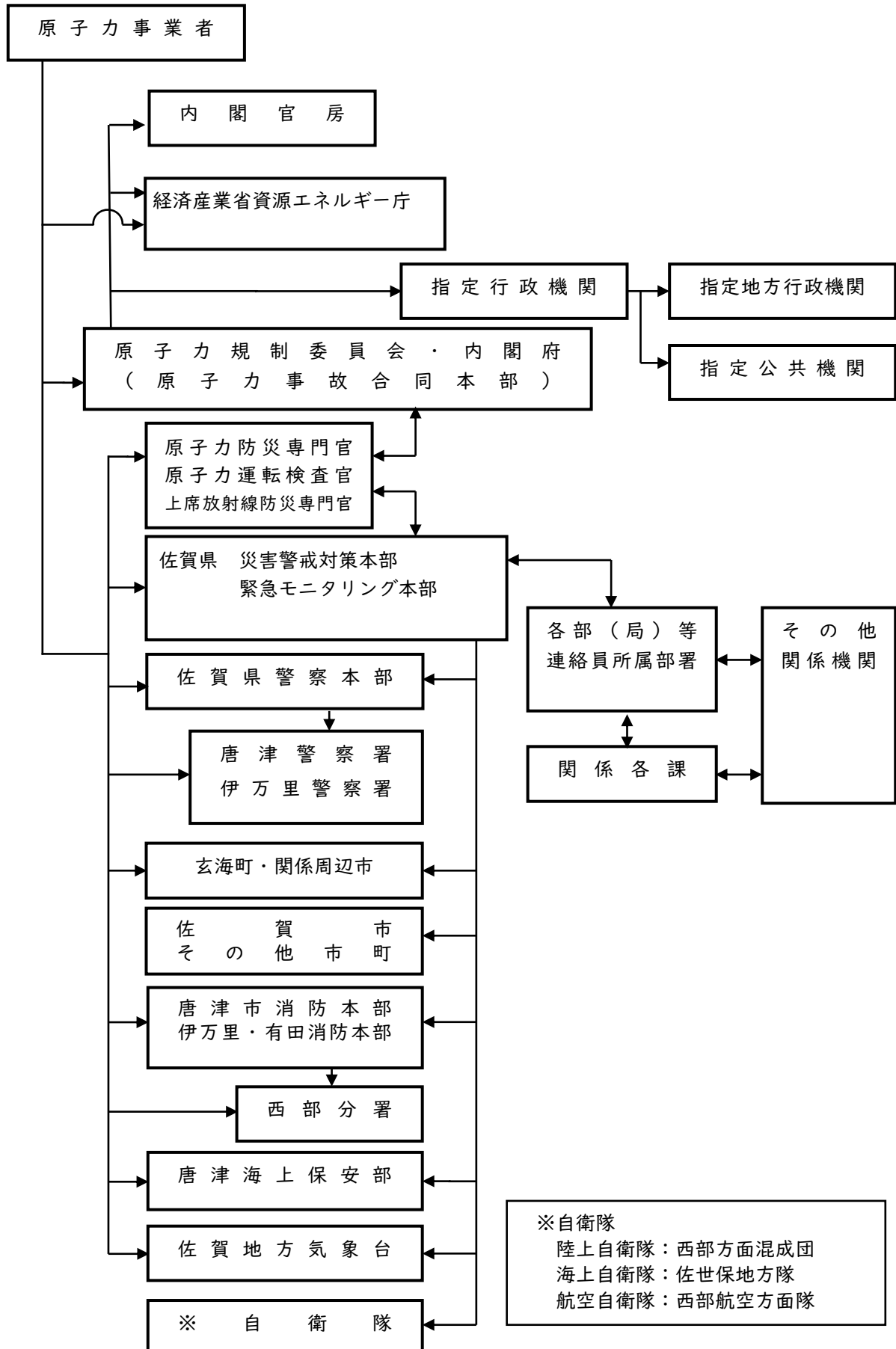
なお、玄海町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、P A Z区域内の住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとする。

(5) 玄海町、関係周辺市の対応

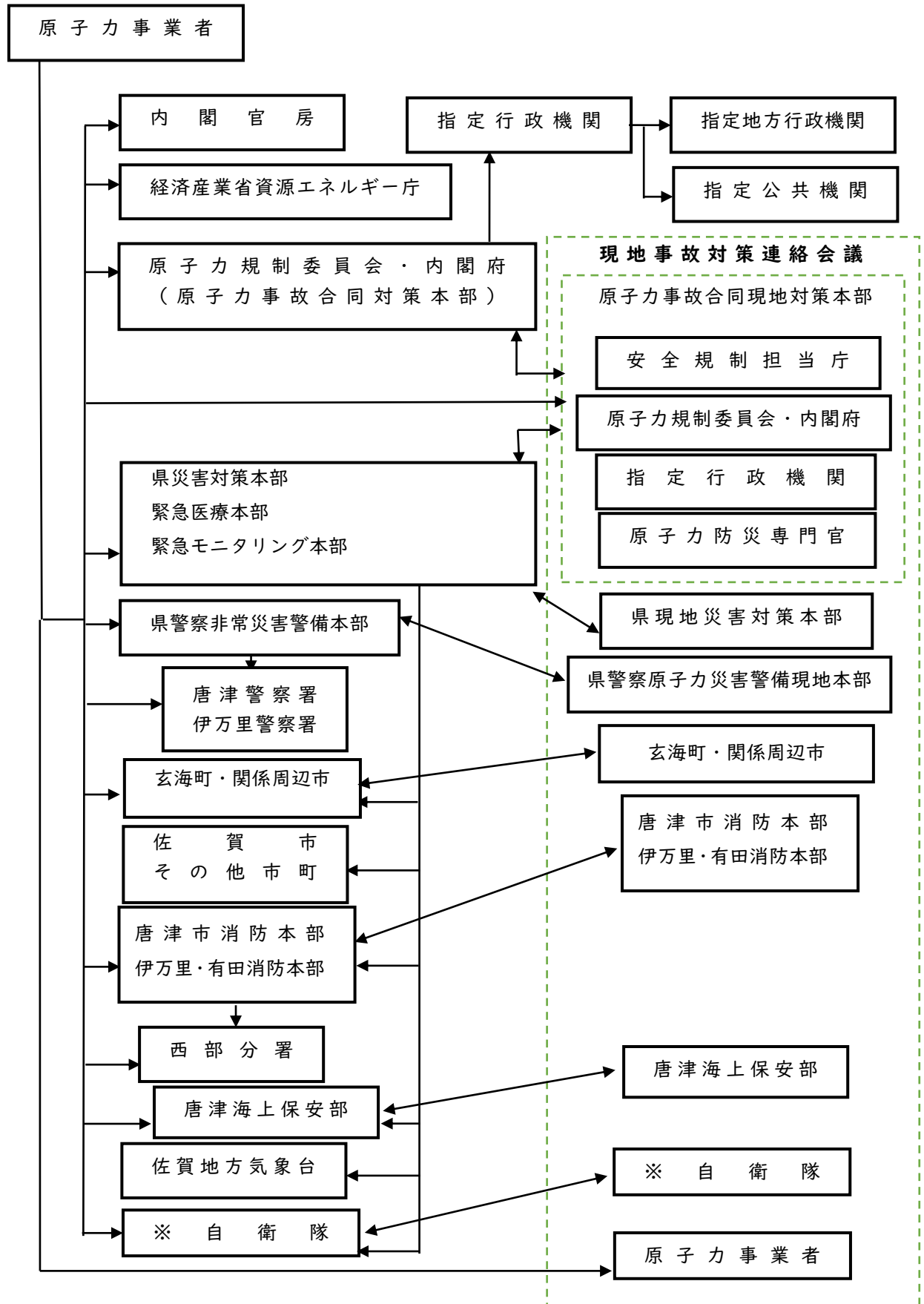
玄海町及び関係周辺市は、連絡を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

また、玄海町及び関係周辺市は、P A Z区域内の住民等の避難、U P Z区域内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行う。

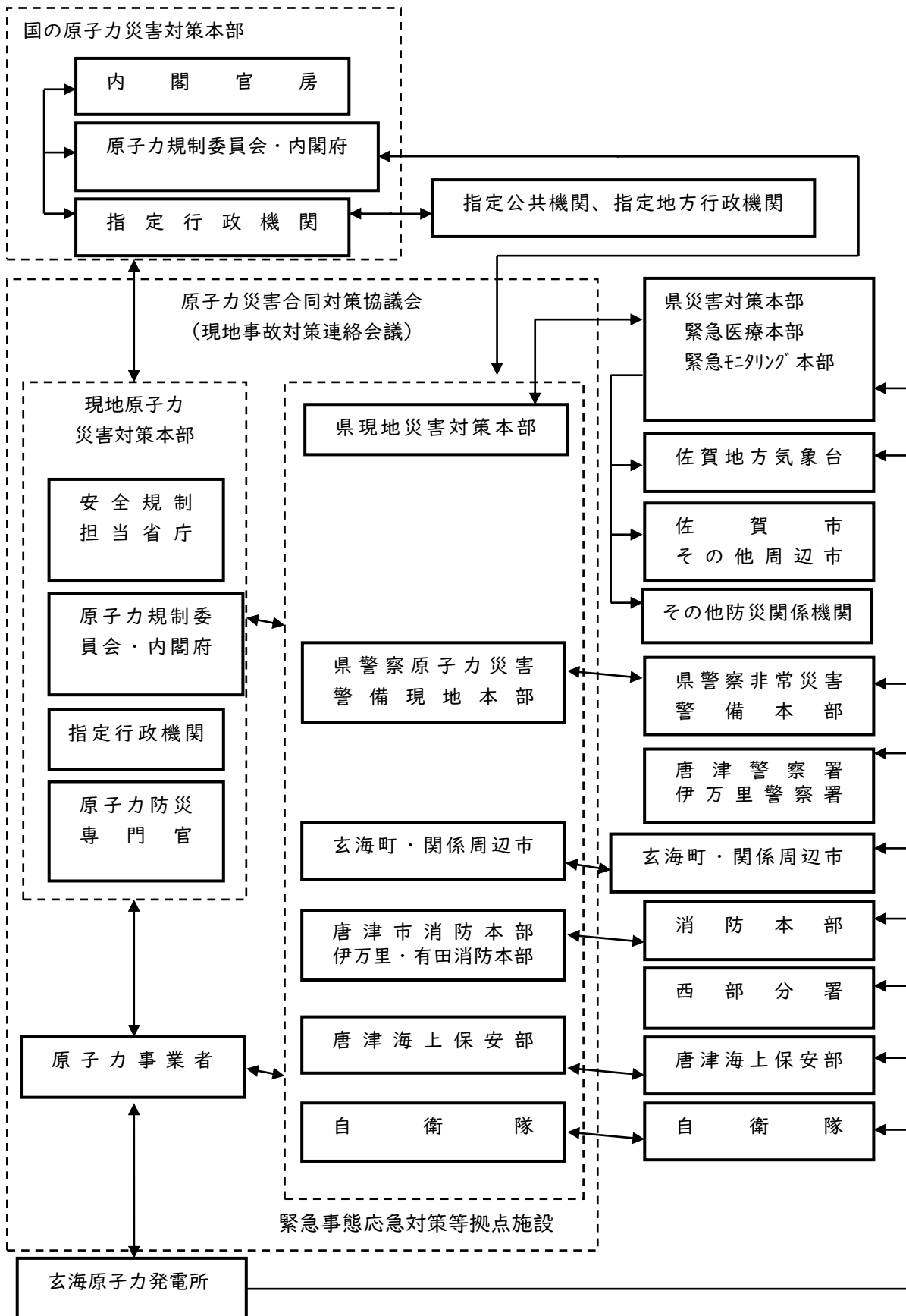
【警戒事態発生時の情報伝達経路】



【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】



【緊急事態宣言発出後の情報伝達経路】



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部が設置された場合もこれに準じる。

第3節 活動体制の確立

市（各対策部）

市は、原子力災害に対処するため災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができる活動体制を確立する。

Ⅰ 災害対策室

(1) 設置基準

ア 県から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を受けたとき又は原子力事業者から安全協定第3条第1号又は第4条に基づく非常時又は異常時（警戒事態を判断するEALに該当する事象の発生に限る。）の連絡を受けたとき。

イ 県が災害警戒本部を設置したとき。

ウ その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。

(2) 事務分掌

ア 情報の収集・連絡体制の確立

イ 国、県、唐津市、原子力事業者及び各防災関係機関との相互連絡及び調整等

ウ 緊急時モニタリングへの協力体制の確立

(3) 設置場所

市庁舎に置く。

(4) 構成

危機管理防災課、情報収集・緊急時モニタリングが必要となる課、各対策部主管課等で構成し、災害対策室の責任者は、総務部長をもって充てる。

総務部長が不在のときは、総務部副部長が代理する。

(5) 配備体制

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長 (本部総括責任者)	総務部長（不在の時は、総務部副部長）
本 部 員	災害対策室を構成する各課の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者。配備要員数は各課の長が定める。
総 括 担 当	総務部副部長
参 集 場 所	危機管理室

(6) 廃止の基準

災害対策室の廃止は、おおむね以下の基準による。

ア 県が災害警戒本部を廃止したとき。

イ 本部長が対策の必要がなくなったと認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されたとき。

(7) 災害対策室の事務分掌は次のとおりとする。

対策部名	担当課等	事務分掌
総務対策部	総務法制課 危機管理防災課 国際課	1 災害対策室の設置及び運営、庶務に関する事。 2 災害情報の収集及び状況の把握に関する事。 3 国、県、唐津市、原子力事業者及び各防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 緊急時モニタリングの実施に関する事。 5 災害対策室の総合調整に関する事。
	秘書課 広報課	1 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。
政策推進対策部	企画政策課 行政マネジメント課 デジタル推進課 DX推進課 男女共同参画課 駐屯地調整室	1 市民からの問合せに関する事。
経済対策部	経済政策課	1 経済対策部内の連絡調整に関する事。
農林水産対策部	農業振興課	1 農林水産対策部内の連絡調整に関する事。
建設・都市戦略対策部	建設監理課	1 建設・都市戦略対策部内の連絡調整に関する事。
環境対策部	環境政策課	1 環境対策部内の連絡調整に関する事。
市民生活対策部	市民生活課	1 市民生活対策部内の連絡調整に関する事。
保健福祉対策部	福祉総務課	1 保健福祉対策部内の連絡調整に関する事。
こども未来対策部	こども政策課	1 こども未来対策部内の連絡調整に関する事。
地域共創対策部	協働推進課	1 地域共創対策部内の連絡調整に関する事。
教育対策部	教育総務課	1 教育対策部内の連絡調整に関する事。
交通事業対策部	総務課	1 交通事業対策部内の連絡調整に関する事。
上下水道事業対策部	総務課	1 上下水道事業対策部内の連絡調整に関する事。
富士大和温泉病院対策部	事務部門	1 医療関係機関との連絡調整に関する事。
諸富支所対策部	総務・地域振興グループ	1 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関する事。 2 総務対策部との連絡調整に関する事。 3 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。
大和支所対策部	総務・地域振興グループ	1 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関する事。 2 総務対策部との連絡調整に関する事。 3 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。
富士支所対策部	総務・地域振興グループ	1 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関する事。 2 総務対策部との連絡調整に関する事。 3 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。
三瀬支所対策部	総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。
川副支所対策部	総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。
東与賀支所対策部	総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。
久保田支所対策部	総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。

2 災害対策本部

(1) 設置基準

- ア 県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けたとき。
- イ 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出したとき。
- ウ 県が災害対策本部を設置したとき。
- エ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

(2) 事務分掌

- ア 市域に係る緊急事態応急対策の実施
- イ 唐津市からの避難住民の受け入れに係る避難所の開設及び運営等の必要な支援

(3) 設置場所

市庁舎に置く。

(4) 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、教育長、総務部長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

(5) 配備体制

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長 (本部総括責任者)	市長
副 本 部 長	副市長、教育長
本 部 員	各対策部長があらかじめ定める者。配備要員数は、各対策部の長が定める。
総 括 担 当	総務部長
参 集 場 所	危機管理室

(6) 廃止の基準

災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準による。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 県が災害対策本部を廃止したとき。
- ウ 本部長が対策の必要がなくなったと認めたとき。

災害対策本部の組織構成及び対策部組織表は、「第2編 風水害対策及び第3編 地震・津波災害対策」に準じる。

災害対策本部の事務分掌は次のとおりとする。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
総務 対策部	総 括 班	総 務 法 制 課 危 機 管 理 防 災 課 国 際 課	[共通] 1 災害対策の総括に関すること。 2 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 3 防災総合システムの管理及び運用に関すること。 [災害応急対策期] 4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関すること。 5 県災害対策本部等関係機関との連絡に関すること。 6 緊急時モニタリングの実施に関すること。 7 唐津市からの避難住民の受け入れに係る調整に関すること。 [災害復旧対策期] 8 総合的な被害調査及び要望書の作成及び関係機関への送付に関すること。 9 災害見舞及び視察者の応接に関すること。 10 災害調査団等の現地調査等に関すること。 11 外国人罹災者に関すること。
	動 員 班	人 事 課	[共通] 1 災害対策要員の健康管理に関すること。 [災害応急対策期] 2 各対策部の配置要員（予備班員を含む。）の動員及び掌握に関すること。
	秘 書 広 報 班	秘 書 課 広 報 課	[共通] 1 本部長及び副本部長（副市長）の秘書に関すること。 2 本部が行う広報活動に関すること。 3 報道機関との連絡及び相互協力に関すること。 4 誤情報拡散防止への対策に関すること。
	経 理 班	財 政 課 契 約 監 理 課 財 産 活 用 課	[共通] 1 庁舎の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 災害関係物品の調達及び出納に関すること。 [災害復旧対策期] 3 災害対策に係わる予算措置に関すること。
政策 推進 対策部	連絡調整班	企 画 政 策 課 行 政 マ ネ ジ メ ン ト 課 デ ジ タ ル 推 進 課 D X 推 進 課 男 女 共 同 参 画 課 駐 屯 地 調 整 室	[災害応急対策期] 1 コールセンターの設置及び運営に関すること。 2 各種情報及び被害情報の収集に関すること。 [災害復旧対策期] 3 写真等の災害記録の取りまとめに関すること。
	支 援 班	中 山 間 地 域 振 興 課	[共通] 1 関係施設の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 避難所の開設及び管理運営に関すること。（富士地区内）

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
経済 対策部	庶 務 班	経 済 政 策 課 企 業 立 地 課 観 光 振 興 課 中 心 市 街 地 振 興 室 歴 史 ・ 文 化 課	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び災害対策の連絡調整に関すること。 2 工場及び事業場の被害調査及び災害対策に関すること。 3 観光施設及び文化施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 4 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧対策期] 5 罹災商工業者に対する金融措置に関すること。 6 商工業製品に係る風評被害の対策に関すること。 7 観光業に係る風評被害の対策に関すること。
農林水産 対策部	庶務農業振興班	農 業 振 興 課	[共通] 1 農林水産対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 農産物及び農業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 農畜産物の採取及び出荷制限等に関すること。 [災害復旧対策期] 4 罹災農業者に対する応急融資に関すること。 5 農畜産物に係る風評被害の対策に関すること。
	水 産 班	水 産 振 興 課	[共通] 1 漁港施設の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 水産物の採取及び出荷制限等に関すること。 [災害復旧対策期] 3 罹災水産業者に対する応急融資に関すること。 4 水産物に係る風評被害の対策に関すること。
	農 村 環 境 班	農 村 環 境 課	[共通] 1 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関すること。
	森 林 整 備 班	森 林 整 備 課	[共通] 1 林業関係の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 林産物の採取及び出荷制限等に関すること。 [災害復旧対策期] 3 罹災林業者に対する応急融資に関すること。 4 林産物に係る風評被害の対策に関すること。
建設・都市戦略 対策部	庶 務 班	建 設 監 理 課 建 設 監 理 課 用 地 対 策 課 緑 化 推 進 課 交 通 政 策 課	[共通] 1 建設・都市戦略対策部内の被害報告の取りまとめ及び災害対策の連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 避難住民の避難所への誘導に関すること。

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
	建 築 住 宅 班	建 築 指 導 課 建 築 住 宅 課	[共通] 1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 避難住民の避難所への誘導に関すること。
	道 路 班	道 路 整 備 課 (建 設 監 理 課)	[共通] 1 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 避難住民の避難所への誘導に関すること。
	河 川 砂 防 班	河 川 砂 防 課 (建 設 監 理 課)	[共通] 1 用排水路、河川等の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 避難住民の避難所への誘導に関すること。
	建 設 事 務 所 班	北 部 建 設 事 務 所 南 部 建 設 事 務 所	[共通] 1 本庁各対策部及び所管する区域の支所対策部との連絡調整に関すること。 2 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関すること。 4 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 5 避難住民の避難所への誘導に関すること。
環境対策部	庶 務 衛 生 班	環 境 政 策 課 G X 推 進 課	[共通] 1 環境対策部内の被害報告の取りまとめ及び災害対策の連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 飲料水の摂取制限に関すること。 3 汚染飲料水の飲用禁止の住民への周知に関すること。 4 食品衛生に関すること。 [災害復旧対策期] 5 放射性物質による汚染の除去に関すること。
	清 掃 班	循 環 型 社 会 推 進 課 環 境 保 全 課	[共通] 1 清掃車の運用に関すること。 [災害復旧対策期] 2 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること。
	衛 生 班	衛 生 セ ン タ ー	[共通] 1 し尿処理に関すること。

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
市民生活対策部	庶務班 ・ 税務班	市民生活課 人権・同和政策課 生活安全課 市民税課 資産税課 納税課	[共通] 1 市民生活対策部内の被害報告の取りまとめ及び災害対策の連絡調整に関する事。 2 安否情報の収集及び市民等からの安否確認に関する事。 [災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営の協力に関する事。 4 広報車等による市民への広報に関する事。 [災害復旧対策期] 5 相談窓口の開設に関する事。
	保健福祉対策部	福祉総務課	[共通] 1 保健福祉対策部内の被害報告の取りまとめ及び災害対策の連絡調整に関する事。 2 福祉施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 3 要配慮者及び避難行動要支援者の支援に関する事。 [災害復旧対策期] 4 罹災証明書の発行に関する事。
保健福祉対策部	福祉避難所班	障がい福祉課 高齢福祉課	[災害復旧対策期] 1 避難所における高齢者、障がい者等の要配慮者対策への協力に関する事。
	援護班	生活福祉課 保険年金課	[共通] 1 保健福祉対策部内の各班の支援に関する事。
	医療救護班	健康づくり課	[災害応急対策期] 1 住民の健康管理に関する事。 [災害復旧対策期] 2 住民の健康相談活動に関する事。
	避難班	保険年金課 生活福祉課	[災害応急対策期] 1 避難所の開設及び管理運営の協力に関する事。
	診療班	三瀬診療所	[共通] 1 診療班の編成に関する事。 2 医療救護活動に関する事。 3 救急医療品及び衛生材料供給に関する事。 4 市民の健康管理に関する事。 5 市民の健康相談活動に関する事。
こども未来対策部	庶務班	こども政策課 こども家庭課 こども健康課	[共通] 1 こども未来対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 2 児童クラブ及び児童館・児童センターの被害調査及び応急対策に関する事。
	こども班	保育幼稚園課	[共通] 1 保育所及び幼稚園等の被害調査及び応急対策に関する事。

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
地域共創対策部	庶務協働班	協働推進課 公民館支援課	[共通] 1 地域共創対策部内の被害報告の取りまとめ及び災害対策の連絡調整に関する事。 2 公民館等の被害調査及び災害対策に関する事。 [災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営の協力に関する事。(公民館等)
	文化班	文化財課	[共通] 1 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	[共通] 1 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。
教育対策部	庶務班	教育総務課	[共通] 1 教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び災害対策の連絡調整に関する事。 2 学校等の被害調査及び災害対策に関する事。 [災害応急対策期] 3 学校等に避難所を開設することについての協力に関する事。
	学校教育班	学校教育課 学 校 教 事 課	[共通] 1 児童生徒の安全確保対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 応急教育の実施に関する事。 3 児童生徒の学校給食に関する事。 4 児童生徒の保健管理に関する事。
	図書館班	図書館	[共通] 1 図書館等の被害調査及び災害対策に関する事。
	社会教育班	社会教育課	[共通] 1 社会教育施設等の被害状況の調査及び応急対策に関する事。
交通事業対策部	交通班	交通局	[共通] 1 交通インフラに関する被害状況のとりまとめ及び災害対策の連絡調整に関する事。 2 交通事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関する事。 3 運行状況の関係者への情報提供に関する事。 [災害復旧対策期] 4 各種報告書の作成に関する事。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
上下水道事業対策部	庶 務 班	総 務 課 財 務 課 業 務 課	[共通] 1 上下水道事業対策部内の被害報告の取りまとめ及び災害対策の連絡調整に関すること。 2 上下水道事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。 3 他事業体との連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 4 飲料水の摂取制限に関すること。 5 汚染飲料水の飲用禁止の住民への周知に関すること。 [災害復旧対策期] 6 各種報告書の作成に関すること。
	水 道 班	水 道 工 務 課 浄 水 課	[共通] 1 水道施設に関する被害調査、災害対策及び給水対策に関すること。 2 水質検査に関すること。 [災害応急対策期] 3 浄水場及び圧送施設の運転に関すること。
	下 水 道 班	下 水 道 工 務 課 下 水 道 施 設 課 給 排 水 設 備 課	[共通] 1 下水道施設に関する被害調査、災害対策に関すること。
協力部	第 1 班	出 納 室	[共通] 1 各対策部の支援に関すること。 [災害復旧対策期] 2 罹災証明書の発行に関すること。
	第 2 班	議 会 事 務 局	[共通] 1 各対策部の支援に関すること。 [災害応急対策期] 2 議員との連絡に関すること。 3 議会の災害組織の事務に関する [災害復旧対策期] 4 罹災証明書の発行に関すること。
	第 3 班	監 査 事 務 局	[共通] 1 各対策部の支援に関すること。 [災害復旧対策期] 2 罹災証明書の発行に関すること。
	第 4 班	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	[共通] 1 各対策部の支援に関すること。 [災害復旧対策期] 2 罹災証明書の発行に関すること。
	第 5 班	農 業 委 員 会 事 務 局	[共通] 1 各対策部の支援に関すること。 [災害復旧対策期] 2 罹災証明書の発行に関すること。

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
富士大和温泉 病院対策部	病 院 班	病 院 各 部 門	[災害応急対策期] 1 住民の健康管理に関すること。 [災害復旧対策期] 2 住民の健康相談活動に関すること。
諸富支所対策部	支 所 対 策 班	諸 富 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関すること。 4 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 5 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 6 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 7 支所管内の被害状況の把握及び災害対策の実施状況その他災害対策に必要な情報の収集、調査に関すること。 8 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。
大和支所対策部	支 所 対 策 班	大 和 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関すること。 4 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 5 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 6 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 7 支所管内の被害状況の把握及び災害対策の実施状況その他災害対策に必要な情報の収集、調査に関すること。 8 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。
富士支所対策部	支 所 対 策 班	富 士 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関すること。 4 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 5 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 6 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 7 支所管内の被害状況の把握及び災害対策の実施状況その他災害対策に必要な情報の収集、調査に関すること。 8 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
三瀬支所対策部	支 所 対 策 班	三 瀬 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 4 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 5 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 6 支所管内の被害状況の把握及び災害対策の実施状況その他災害対策に必要な情報の収集、調査に関すること。 7 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。
川副支所対策部	支 所 対 策 班	川 副 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 4 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 5 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 6 支所管内の被害状況の把握及び災害対策の実施状況その他災害対策に必要な情報の収集、調査に関すること。 7 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。
東与賀支所対策部	支 所 対 策 班	東 与 賀 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 4 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 5 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 6 支所管内の被害状況の把握及び災害対策の実施状況その他災害対策に必要な情報の収集、調査に関すること。 7 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
久保田支所対策部	支 所 対 策 班	久 保 田 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 4 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 5 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 6 支所管内の被害状況の把握及び災害対策の実施状況その他災害対策に必要な情報の収集、調査に関すること。 7 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。

上記に定めのない各対策部の事務分掌については、「第2編 風水害対策及び第3編 地震・津波災害対策」の事務分掌の定めるところによる。

第4節 緊急時モニタリング活動

県
市（総務対策部、諸富支所対策部、大和支所対策部、富士支所対策部）

市は、県から緊急時モニタリングの実施の要請があった場合は、可搬型モニタリングポストをあらかじめ指定した場所に配置し起動させ、空間放射線量率の測定を実施するものとする。

県は、緊急時モニタリングセンター、原子力災害対策本部、又はオフサイトセンター放射線班から、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた場合、その内容を市に連絡する。

可搬型モニタリングポスト配備場所

配備場所	住所
佐賀市諸富支所	佐賀市諸富町大字為重 529 番地 5
佐賀市大和支所	佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地
佐賀市富士支所	佐賀市富士町大字古湯 2685 番地

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

国、県、唐津市、原子力事業者、各防災関係機関
市（総務対策部、建設・都市戦略対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、教育対策部、各支所対策部）

1 唐津市の住民等の避難受け入れ

市は、緊急事態宣言の発出等により、唐津市の住民等に対し避難指示が行われた場合は、唐津市と本市が締結した「原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書」に基づき、唐津市と連絡調整を行うとともに、避難者の受け入れのためにあらかじめ指定した避難所を提供し、避難所において唐津市の職員の補助を行うなど、必要な支援を行う。

また、市は、避難が円滑に実施されるよう、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員を配置する等の支援を行う他、唐津市から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合は、「佐賀県・市町災害時相互応援協定」に基づき、必要な支援を実施する。

2 避難、屋内退避等の防護措置の実施

(1) 緊急事態宣言発出時における避難の指示等

市は、緊急事態宣言が発出された場合は、市民等に対し、国若しくは県の指示又は独自の判断により、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、市は、市の地域において、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合は、当該地域の市民等に対する屋内退避の指示又は避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(2) O I Lに基づく避難等

市は、市の地域において、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(3) 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案が市に伝達された場合、市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(4) 広域避難に係る調整等

避難指示等を行った市町は、避難先となる指定避難所等に職員を派遣し、市及び避難した住民等との連絡調整を行う。

市は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める指定避難所等を提供し、指定避難所等において玄海町及び関係周辺市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

県は、あらかじめ避難計画を定めた地域以外の地域において避難が必要になる等、避難計画に定める避難先以外へ避難する必要が生じた場合には、県有施設の活用、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく県外への避難、災害対策基本法に基づく広域一時滞在や都道府県外広域一時滞在等を実施するために必要な調整を行うとともに、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

3 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染等を実施するよう地方公共団体に指示する。

県は、避難指示を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及び市の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等がUPZ外へ避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたO I Lに基づく簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等を行うものとする。

避難等に関するOIL

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000cpm※4 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

4 避難及びその指示等の実効を上げるための措置

(1) 避難誘導等

市は、主要避難経路から指定避難所等への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

(2) 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置

県、玄海町、関係周辺市及び市は連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている指定避難所等のモニタリングを実施するものとする。

このモニタリングにおいて、O I L 2 を超える空間放射線率が測定された場合には、県又は玄海町若しくは関係周辺市は、あらかじめ確保した再移転先とできる施設を当該避難所において指示するものとする。

5 飲食物、生活必需品等の備蓄・供給

県及び市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認するよう努める。

第6節 医療活動等

県、佐賀県医師会、佐賀市医師会

市（保健福祉対策部、富士大和温泉病院対策部、各支所対策部）

市、佐賀県医師会及び佐賀市医師会は、指定避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の原子力災害時における医療に協力する。

第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等

県、農協、漁協、森林組合等の関係機関

市（総務対策部、農林水産対策部、環境対策部、上下水道事業対策部）

県は、住民等に対する屋内退避又は避難指示を行うよう連絡若しくは指示を行う等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該対策の対象地域を所管する市町に対し、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を指示する。

県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水、飲食物等の検査を実施する。

県は、国の指示及び要請に基づき、放射線核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を指示する。

1 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示、要請及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等必要な

措置をとるよう市に指示する。

市は、国の指示、要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

県及び市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

飲食物摂取制限に関する O I L ※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、 その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

2 農林畜水産物等の採取及び出荷・移動制限

県は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえ、玄海町、関係周辺市及び市に対し、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に下記の措置をとることを指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林畜水産物等の出荷・移動制限
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

玄海町、関係周辺市及び市は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの上記指示内容について周知するとともに、措置を講じるよう指示する。

県、玄海町、関係周辺市及び市は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

県は、玄海町、関係周辺市及び市の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

3 飲料水、飲食物の供給

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて、住民への応急給水等の措置を講じる。

県は、飲食物の摂取制限等の措置を市に指示した場合において、市から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、市の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

国、県、原子力事業者、佐賀市消防団

市（総務対策部、政策推進対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、各支所対策部）

県、市及び各防災関係機関は、市民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、市民の問合せに対応するため相談窓口を設置する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 市民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、市民等に対する的確な情報提供が迅速かつ分かりやすく正確に行われるよう国、玄海町、関係周辺市及び市との連携を図るとともに、放送事業者等の報道機関への放送要請によるテレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFMを含む。）等の有効活用や、緊急速報メール及び防災ネットあんの活用により市民等への情報伝達を図る。

市は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ア 防災行政無線（戸別受信機を含む）
- イ 広報車
- ウ 航空機等
- エ テレビ、ラジオの放送等
- オ 携帯電話のメール（緊急速報メール等）
- カ その他の実情に即した方法（FAX、ホームページ等）

（2）実施方法

情報提供活動を実施するにあたっては、次のことに配慮する。

- ア 情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- イ 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供にあたっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。
- オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難場所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

（3）広報内容及び要配慮者への配慮

市及び県は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての放射性物質の拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、指定避難場所等の住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

また、市は、上記のほか、次の事項について情報提供活動を実施する。

- ア 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- イ 不安解消のための市民に対する呼びかけ

情報提供にあたっては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

2 誤情報の拡散への対処

市は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

3 市民等からの問合せに対する対応

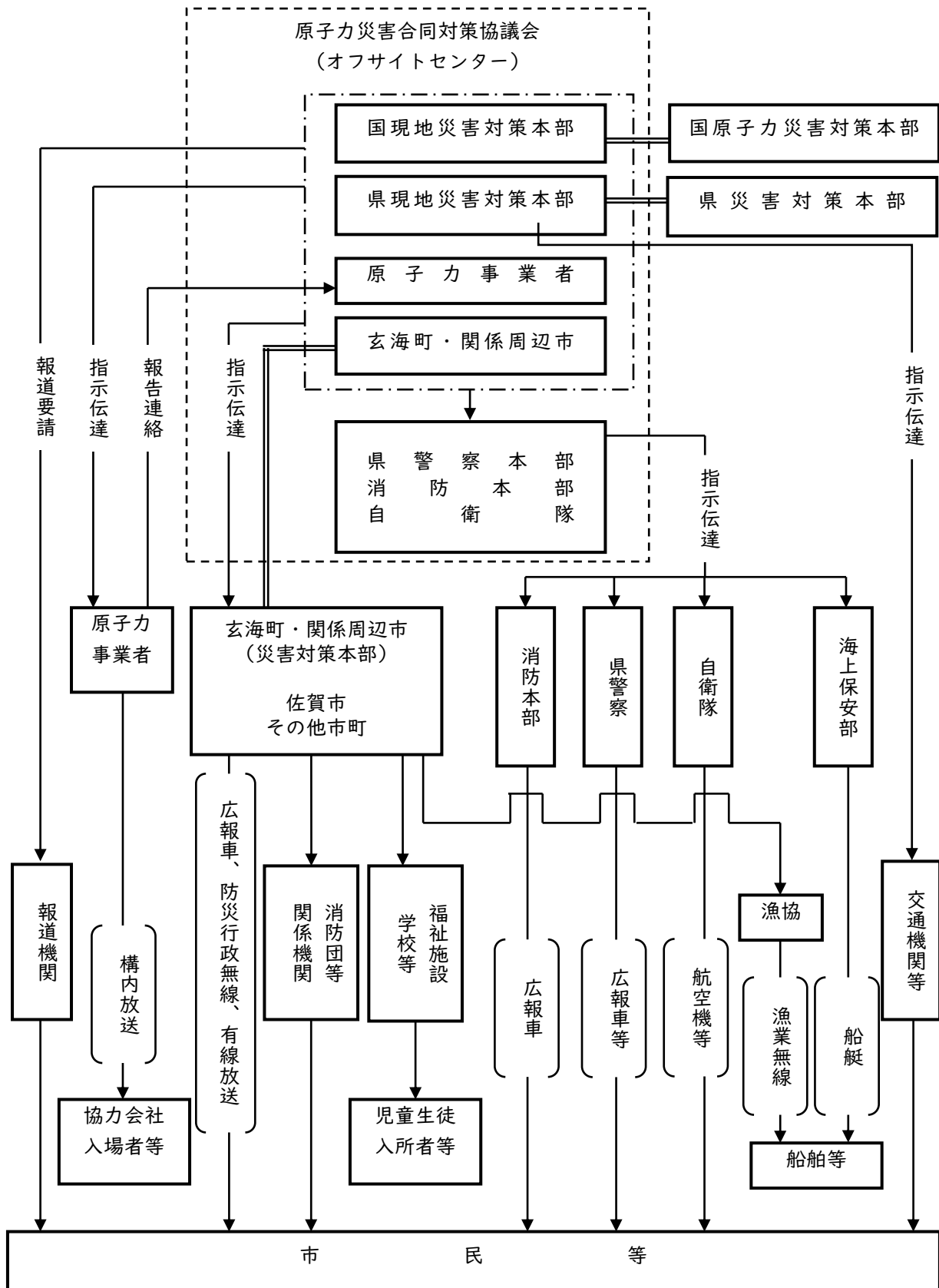
- (1) 国、県、原子力事業者及び市は、速やかに市民等からの問合せに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

また、国、県、原子力事業者及び市は、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

県及び市は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

- (2) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】



第9節 文教対策計画

県、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）、
国立・私立の学校等の設置者等
市（教育対策部）

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

2 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、県及び市に対し学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

公立の学校等は、その調査結果を市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し、連絡する。

(2) 応急復旧

県及び市は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

3 応急教育の実施

学校等並びに県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所等として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校

第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設

第4順位 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

イ 教職員を動員し、授業再開に努める。

ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

ア 教科書

(ア) 教育委員会から被災の報告を受けた市は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であるか否かを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査（教育委員会が取りまとめ）し、市全体分をまとめ、県に報告する。

(イ) 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

イ 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

(ア) 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

(ウ) 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

(5) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

(6) 保健衛生の確保

学校等は、県、市と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

4 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序は原則として、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行うが、状況に応じ、開設順序を変更する場合がある。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第 10 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

国、県、県警察、消防機関、原子力事業者 市（総務対策部、各支所対策部）
--

1 原子力事業者等

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、国、県、事故発生場所を所管する市町、県警察、消防機関、海上保安部など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者にも要員及び資機材の派遣要請を行う。

2 県及び市町

県及び事故発生場所を所管する市町は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じる。

3 県警察

事故を認知した最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

5 海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全を図りつつ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

第 11 節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

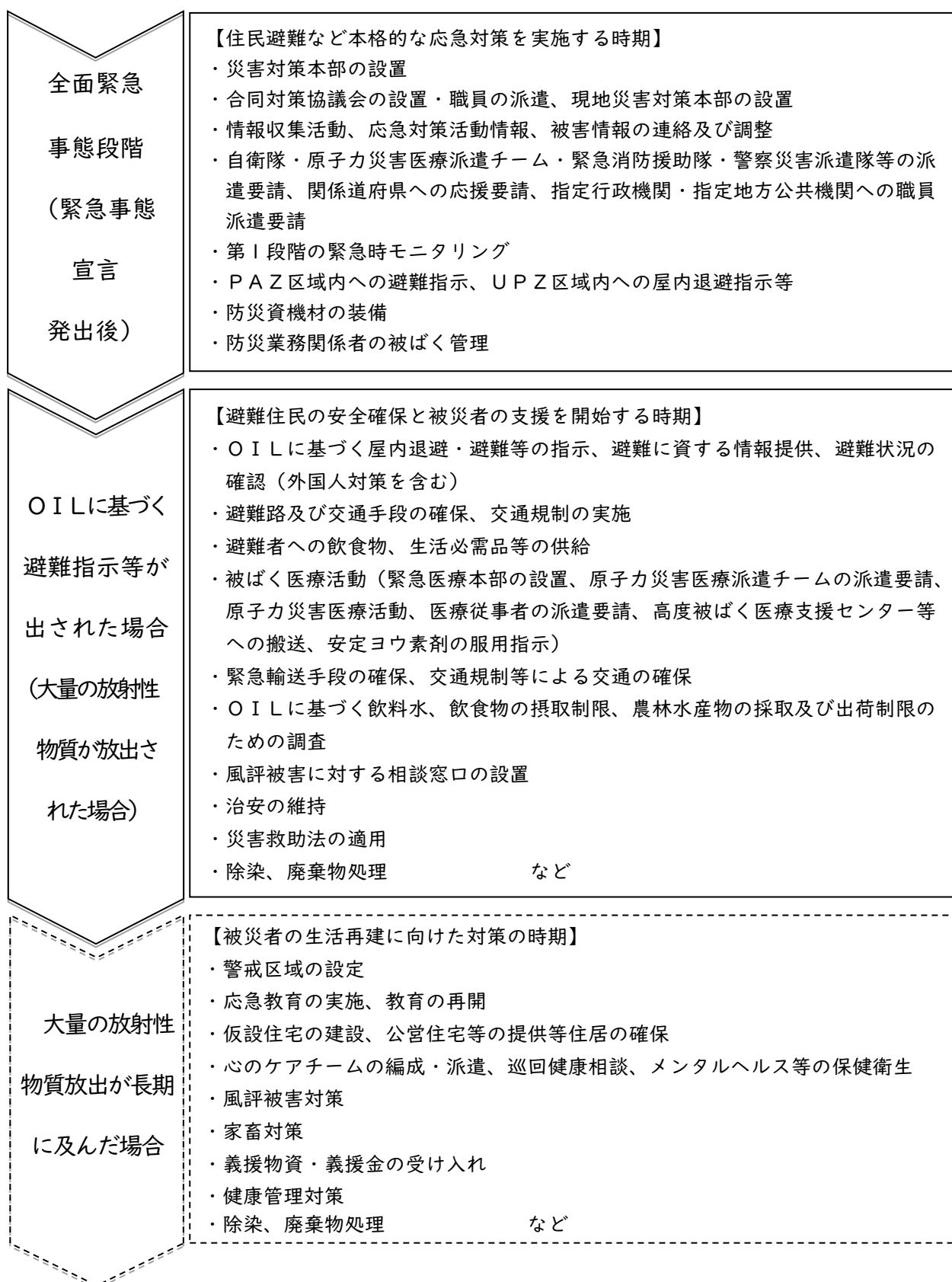
県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関
市（各対策部）

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、原子力災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

原子力災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

原子力災害対策に係る県災害対策本部の応急対策の着手時期

情報収集 事態 段階	【玄海町で震度５弱又は震度５強の地震が発生した事態（佐賀県において震度６弱以上の地震が発生した場合を除く。）】 ・連絡体制の確立 ・情報収集事態発生の関係機関等への連絡 ・平時モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等）
警戒事態 段階	【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】 ・災害警戒対策本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣 ・警戒事態発生の関係機関等への連絡 ・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急モニタリング本部設置 ・平時モニタリングの強化 ・ＰＡＺ区域内施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 ・住民への情報伝達、問合せ窓口の設置
施設敷地 緊急 事態段階	【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、ＰＡＺ区域内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・警戒段階の緊急時モニタリングの開始 ・ＰＡＺ区域内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等 ・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、問合せ窓口の設置 ・専門家の派遣要請
全面緊急 事態 段階(原災法15条通報後)	【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・自衛隊へ出動準備要請 ・防災資機材の調達 ・学校の避難準備 ・専門家の派遣要請



第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

国、県、原子力事業者、各防災関係機関
市（総務対策部、各支所対策部）

国、県、原子力事業者、各防災関係機関及び市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

国、県
市（総務対策部、各支所対策部）

市は、避難指示を行った場合は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

国、県、原子力事業者、各防災関係機関、市民
市（環境対策部）

国、県、市、原子力事業者、各防災関係機関及び市民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、市に除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、市からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

I 除染の実施

県、市、各防災関係機関及び市民は、避難指示があった地域以外に関する除染にあたっては、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。
- (4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

第5節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

国、県、原子力事業者 市（環境対策部）

国、県、市及び原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

県及び市は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、市民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管にあたっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

県及び市は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請する。

第6節 各種制限措置の解除

国、県、県警察、各防災関係機関、農協、漁協、森林組合、市場等の関係機関
市（農林水産対策部、環境対策部、上下水道事業対策部）

県は、環境放射線モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を市に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市は、環境放射線モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第7節 復旧に向けた環境放射線モニタリング

国、県、原子力事業者
市（総務対策部、諸富支所対策部、大和支所対策部、富士支所対策部）

国、県、市及び原子力事業者は、環境放射線モニタリングにより、放射線量及び放射線物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

第8節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等

国、県、原子力事業者
市（政策推進対策部）

県及び市は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

1 影響調査の実施

国及び県は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

2 災害対策措置状況の記録

県及び市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

3 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第 9 節 風評被害等の影響の軽減

国、県
市（総務対策部、経済対策部、農林水産対策部）

国、県及び市は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するにあたっては、外国語でも広報を行うなど国外からの風評被害の影響にも留意する。

第 10 節 被災中小企業等に対する支援

国、県
市（経済対策部、農林水産対策部）

県は、国と連携して、必要に応じ被災商工業者の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な調達を図る。

県は、国及び市と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第 11 節 心身の健康相談活動

国、県、佐賀県医師会、佐賀市医師会
市（保健福祉対策部、富士大和温泉病院対策部）

市は、保健師を中心とした健康相談対策チームを設置するなど、国、県、佐賀県医師会及び佐賀市医師会と連携し、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

県は、市、国及び各防災関係機関の協力を得て、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

第5章 複合災害対策

第1節 総則

1 計画の目的

本章は、東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生し、個別の災害のいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本章においては特に、応急対策にあたるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

第2節 災害予防対策計画

各編の災害予防対策の定めるところによる。

ただし、各編の予防対策の実施にあたっては、以下の事項も踏まえ、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体等との連携・協力関係の整備・充実等）に努めるものとする。

第1項 組織体制等の整備

1 市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することに配慮するものとする。

2 市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、県、原子力事業者及び各防災関係機関と相互の連携を図るものとする。

第2項 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、地震や津波と原子力災害の複合災害における情報伝達体制を整備するものとする。

第3節 災害応急対策計画

各編の災害応急対策の定めるところによる。

ただし、複合災害時には、各編の災害応急対策の実施にあたり以下の点に留意する。

第1項 災害応急対策実施にあたっての基本的考え方

複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、県、市及びその他の防災関係機関は、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展に鑑み、災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール表に記載されている対策について、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とする。

ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に県及び市は情報収集及び情報共有に努める。

第2項 市の活動体制

市は、複合災害時に災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

1 方針

市は、複合災害時には、災害対策本部を設置する。

2 設置基準

各編の災害対策本部設置基準に該当する場合又は市民の安全確保等のために市長が必要と認めた場合は、危機管理室に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

なお、市長が不在の場合又は事故にあった場合には、副市長、教育長、総務部長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

3 災害対策本部の組織、事務分掌等

各編の災害対策本部の組織構成、対策部組織表及び事務分掌の定めるところによる。

4 職員の体制

総務対策部等の業務が集中することが予想される対策部については、パーマネントスタッフ（防災業務経験者の登録）を活用する等、本部対策要員の充足を図る。

第3項 情報の収集

複合災害時には、県は災害対策本部又は対策拠点施設において、ライフライン事業者からのライフラインの被災状況や市、道路管理者、玄海町、関係周辺市等からの避難経路や避難施設に係る自然災害による被災情報を早急かつ適確に把握・提供するとともに、これを市町及びその他の防災関係機関で共有を図る。

第4項 住民への情報提供、相談体制に係る留意点

市は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問合せ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数の増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努める。

第5項 避難等の防災活動

県、市及び各防災関係機関は、第3項により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保する。

また県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を速やかに行う。

その上で、予め定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行う。

第4節 復旧対策

各編の復旧対策の定めるところによる。